

千葉県老人福祉施設修繕事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉法人が、老朽化等のために既存施設を修繕する場合、その経費に対し予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助金の対象となる施設は、千葉市内に開設しており、開設後20年以上を経過した養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）とする。ただし、特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設及び養護老人ホーム和陽園は、除くものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる修繕は、次のとおりとする。

- (1) 経年劣化により使用に耐えられなくなった、浴室、食堂等の修繕（建設当初と同水準への機能回復を行うもののほか、現在の居住水準や生活水準等に見合うよう性能や機能を向上させるものを含む。）
- (2) 経年劣化により使用に耐えられなくなった、外壁、屋上等の防水等施設の修繕
- (3) 経年劣化により使用に耐えられなくなった、給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の修繕（既存設備の一部又は全部について、主要構造を著しく改変しない範囲で造り変えるものをいう。）

第4条 前条の規定にかかわらず、修繕が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、補助金の対象としない。

- (1) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものである場合
- (2) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものである場合
- (3) 関係法令上の各基準に適合しないものである場合
- (4) 補助対象施設が過去に本補助金の対象となったことがある場合

(補助事業者の選定)

第5条 補助事業者は、次の各号に定めるところにより選定する。

- (1) 本事業の補助を受けようとする社会福祉法人は、市長が定める期日までに要望書を提出するものとする。
- (2) 要望書が複数あった場合には、要望書を比較し、対象施設の開設年度がより古い施設を優先する。

(補助対象事業費)

第6条 補助金の対象事業費は、補助対象施設分の工事費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業費は、補助金の対象としない。

- (1) 設計監理料等の工事事務費

(2) 外構整備に要する費用

(3) 前2号に定めるもののほか、補助対象事業として適当と認められないものに要する費用

(交付額の算定方法)

第7条 交付額は対象事業費の実支出額の2分の1とし、1,000万円を上限とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県老人福祉施設修繕事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更(補助事業執行に支障をきたさない程度の軽微な変更を除く。)するときは、市長の承認を受けるものとする。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けるものとする。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

(5) 補助事業者が市長の承認を受けて、前号の規定による財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管するものとする。

(7) 補助事業者は、補助事業を行うために修繕の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該修繕を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないものとする。

(8) 修繕を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。

(9) 規則第20条の規定により、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目

的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認め、個別に付する条件がある場合については、これを遵守するものとする。

(11) (1) から (10) により付した条件に違反したときは、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付決定通知)

第10条 規則第6条の規定による通知は、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第11条 補助事業者は、第9条第1号の規定による承認を受け、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

3 第9条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市老人福祉施設修繕事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による状況報告をしようとするときは、補助金交付決定に係る年度の12月末日現在で作成した千葉市老人福祉施設修繕事業補助金進捗状況報告書(様式第6号)を翌月の10日(10日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに市長に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業が完了してから起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市老人福祉施設修繕事業補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 補助事業を翌年度に繰越するときは、補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月10日(4月10日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金年度終了実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第14条 規則第13条の規定による通知は、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第16条の規定により交付の請求をしようとするときは、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第16条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還命令）

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、千葉市老人福祉施設修繕事業補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。